



未来へ

The future we want



受診率が低いのは・・・

先週の歯科検診をもって、本年度の健康診断（内科検診、検尿、心臓検診、耳鼻科検診、眼科検診、歯科検診）がすべて終了しました。これらの健康診断は、学校保健安全法に基づいて行っています。

学校保健安全法

第13条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

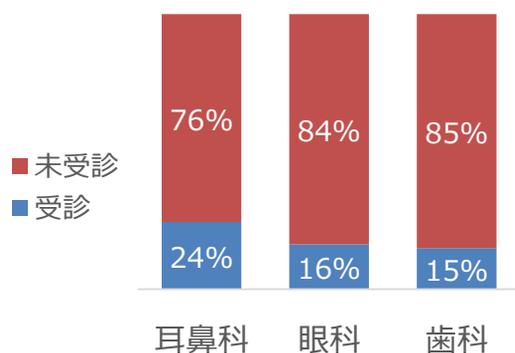
第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

本校では、同法に基づき、関係生徒へ受診勧告を配付し、健康診断で見つかった疾病を治療するよう、保護者に求めています。しかしながら、受診勧告後の病院への受診率がとても低い（右グラフ→）という課題があります。

特に歯科への受診率は、15%であり、受診が必要な生徒が7名いるとすれば1名しか受診しなかったこととなります。この状態について、その要因を振り返ってみました。もし、学校の部活動が、受診の機会を奪っているのであれば大変なことです。例えば、放課後や週末の部活動で受診できない場合があるのではないかと考えました。

そこで、本年度は、部活動規定を見直し、以下の規定を設けました。

R4 受診勧告後の受診率



令和5年度 湯前町立湯前中学校部活動規定

12 その他

(1) 学校での健康診断において受診を勧められた生徒は、必ず受診をして部活動に参加すること。

来週末に、健康診断の結果をもとに、関係生徒の保護者に受診勧告の文書を配付します。勧告後の一定期間までに、受診の予約を行うなどの行動がなければ、生徒の部活動への参加を認めないこととします。治療がすべて済むまで参加を認めないということだけでなく、まず治療への行動を起こしてほしいという願いから「受診の予約」が済むまでとしています。その後は、部活動に参加しながら、計画的に治療等を進めてください。体力向上、健康維持のために行う部活動が、生徒の健康を阻害するものであってはなりません。どうか、こうした本校の課題への解決策についてご理解とご協力をお願いします。

また、部活動に参加していない生徒も、受診をして治療を進めてほしいと思います。

最後に、子供の健康を守る第一義的責任を有するのは、保護者です。子供の健康について関心を持っていただき、家庭での歯磨きなどのご指導をお願いします。

スクリーニング検査とは

学校の健康診断は、疾患の疑いのある者を発見することを目的に行うスクリーニング検査です。

受診を勧告され、歯科を受診したけれども、虫歯ではないと診断されるケースもありえることです。その際に、「学校は、受診勧告をしたが何もなかった。手間をとらせた。」と思わないでいただきたいのです。むしろ、「虫歯の疑いがあったが、虫歯でなくてよかった。」と受け止めていただければ幸いです。

